

第3章 遺 物

1 瓦(図版2～8)

本調査で出土した遺物には、瓦と土器とがある。瓦は、いずれも大型礫と混在して瓦溜(BG36区SK1)より検出され、建築遺構に伴なうものではない。また、瓦溜の掘形を検出した段階で留め、完掘しなかったため、採りあげた瓦は、軒丸瓦片14点、軒平瓦片11点、平瓦片80点、丸瓦片17点、堤瓦片1点を数えるにすぎず、遺構の性格を考えるにはやや材料不足である。

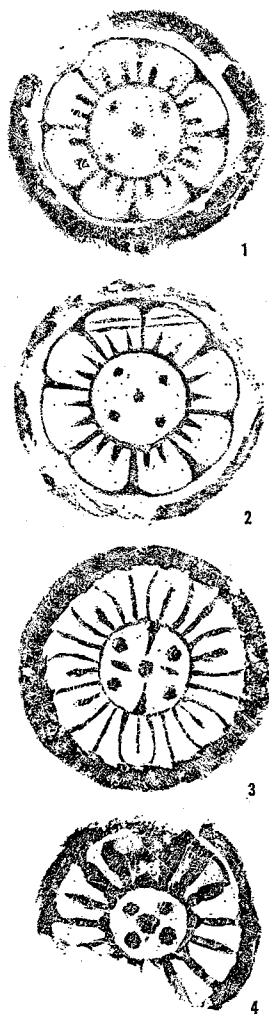
ただし、採りあげた瓦について言うならば、平安中期の特徴を有する平瓦片を若干含んでいるが、軒瓦はいずれも12世紀中葉から13世紀初頭頃の製品で、平・丸瓦も大半がこれに伴伴すると考えられる。したがって、一括出土品として比較的まとまった内容を有すると言える。以下、個別に解説を加える。なお、図版は写真図版(図版2～6)と実測図(図版7～8)と同じ通し番号で表示を統一しているが、写真図版のみで実測図のないものがある。以下の記述は写真図版の順に行なう。

軒丸瓦(図版2の1～8、図版7)

軒丸瓦片14点のうち、蓮華文軒丸瓦片3点、巴文軒丸瓦片8点、外区珠文帯のみを残す破片3点を数える。外区珠文帯のみを残す破片は、おそらく巴文軒丸瓦片であろう。

1は、中房に1+4の蓮子を置き、きわめて崩れた複弁(?)八葉蓮華文を配す。ただし、この系譜を正確に辿って、原型となるべき瓦当文様を指摘するのは困難である。やや原型に近い文様として、第7図1～4などを呈示できるが、直線的系譜下で説明するのは難しい。いずれにせよ、図版2の1は、平安後期の蓮華文としては、もっとも退化している。焼成は比較的軟質で、黒灰色を呈する。瓦当裏面・外周は撫でによって整形する。整形法などは、12世紀後半の中央官衙系瓦屋の製品に類似する。同文例が尊勝寺比定地内から出土している〔杉山・岡田61—90型式〕。

2は、楕円形の瓦当面を有する単弁蓮華文軒丸瓦である。外区には、弁間にはほぼ対応して小さな珠文を置く。平安後期における楕円形瓦当面の軒丸瓦の意味については、既に別稿でふれている〔上原75・77〕。焼成は比較的軟質で、黄褐色を呈する。瓦当外周の上半は縦位の篋削り⁽¹⁾、下半は横位の篋削りで整形し、瓦当裏面は撫でを施す。12世紀中葉の中央官衙系瓦屋の製品である。類似の小片が、別にもう1点出土している。



第7図 尊勝寺出土の蓮華
文軒丸瓦〔杉山・
岡田61〕 縮尺1/4

3・4は同範の巴文軒丸瓦である。左廻りの三ツ巴文で、外区に珠文を密に置く。同範例が、尊勝寺〔杉山・岡田61—119型式〕・鳥羽南殿〔細谷68—A 8型式〕の比定地から出土している。同範例でみると、外区の珠文は21個を数える。比較的硬質で、胎土中に石英粒を多く含み、灰色を呈する。瓦当外周には叩きを施した形跡があるが不明確である。瓦当裏面は撫でて整形する。胎土や他遺跡における共伴関係から、14・15の剣頭文軒平瓦とセットをなす可能性が強い。12世紀後半の中央官衙系瓦屋の製品に類似する。

6は左廻りの三ツ巴文軒丸瓦である。文様の凸部に注目すると、頭部は接続し、尾部は圏線と一体化しているが、凹部に注目した場合は、通常の巴文になる。焼成と色調および製作技術などは2に酷似する。瓦当面に指圧痕を多く認める。

7・8は、右廻りの巴文軒丸瓦である。7は、外区に大粒の珠文を粗に、8は密に配す。焼成は比較的軟質で、7は黒灰色、8は黄褐色を呈する。いずれも、瓦当外周は縦位の縄叩きによって整形している。瓦当裏面の上半部は撫でを施し、下半部には指圧痕を残す。8の筒部凸面には、縦位の撫でを認める。

このほか、外区珠文帯のみを残す軒丸瓦片のなかに、瓦当外周を叩きによって整形した製品が3点ある。うち2点(5)は斜格子叩きで、20・22の丸瓦片および29の平瓦片と

のセットが想定できる。軒丸瓦の瓦当外周を縄叩きで整形する手法は、12世紀後半の小型の巴文軒丸瓦に多く認め、中央官衙系瓦屋の製品と推定しているが、格子叩きの例は稀である。

軒平瓦(図版3の9～14, 図版4の15～17, 図版7)

軒平瓦片11点のうち、瓦当面の1部を残すのは8点で、唐草文軒平瓦片4点、剣頭文軒平瓦片4点を数える。

9は、左脇上部より流れる唐草文軒平瓦の左端部の破片である。同文例は知らないが、

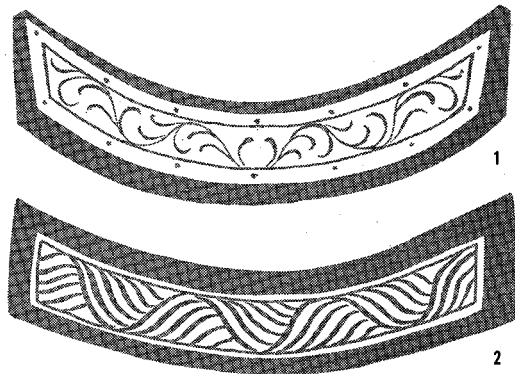
近似意匠例は左京区岩倉幡枝町の栗栖野瓦窯をはじめ京都市内から多く出土している。比較的軟質で、瓦当面は灰黒色、他は黄褐色を呈する。瓦当角は鈍角をなし、平瓦部凹面には布目圧痕を残す。瓦当裏面から平瓦部凸面にかけては、縦位の撫でで整形したのち、横位の調整を加える。平瓦部凸面の瓦当寄りの隅に篋記号を認める。栢杜遺跡八角円堂址に伴なう軒平瓦群〔鳥羽離宮跡調査研究所75〕と製作技術などが等しく、12世紀中葉の中央官衙系瓦屋の製品と考えられる。

10は、唐草文軒平瓦の左半部、11はおそらく同範品の中央よりやや右

寄りの小片である。別に、同文品で瓦当面をほとんど欠いた破片が1点、焼成と胎土と色調および製作技術がまったく等しく瓦当面を完全に欠いた破片が1点出土している。焼成は軟質で、明るい黄褐色を呈する。瓦当角は直角に近く、平瓦部凹面には布目圧痕と篋記号とを認める。平瓦部凸面の縦位の縄叩き目は瓦当裏面へと連続し、頸部には指圧痕と曲げジワとを認める。瓦当部の上下端は横位の篋削りで整形している。いわゆる完成した段階の折り曲げ造りによる製品である。この瓦当文様は非常に崩れているが、延勝寺(第8図)、鳥羽南殿〔細谷68—G 4 型式〕、尊勝寺(杉山・岡田61—181型式)の比定地内から出土した同文異範例によって全体の構成を知ることができる。この瓦当文様の原型を、確実な方法で指摘することは困難である。しかし、唐草の流れ全体を一連の波状文で表現し、その空間を蕨手で埋めるという割り付け法は、単位文様の観念が消失した段階に発生するもので、本来は蕨手3～4葉を単位として左右に反転する意匠であったと考えられる。とするならば、第9図1のような唐草文を、その祖型に近いものとして想定できる。唐草の流れ全体を波状文で表現する文様系譜は、鎌倉時代には第9図2のような整然とした波状文として新生し流行する。ただし、第9図1を祖型とする文様系譜には、いくつかの系統が

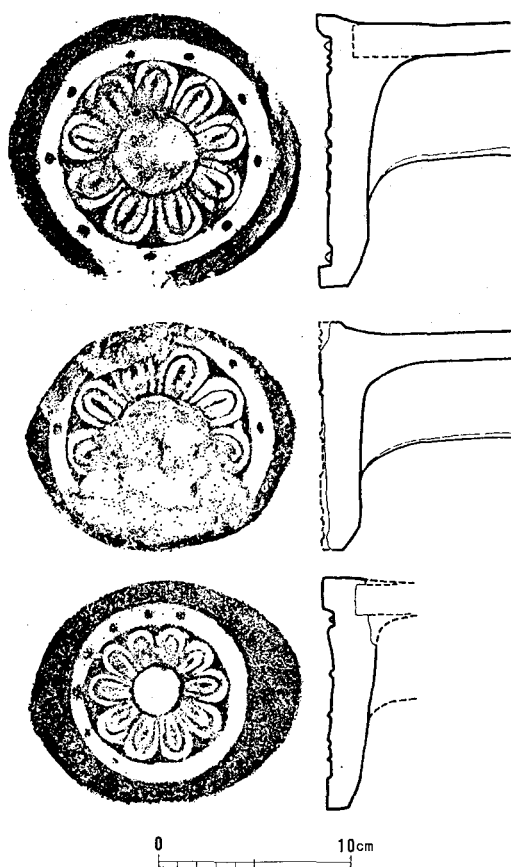


第8図 延勝寺出土の唐草文軒平瓦
〔畑72—写真第14より〕 縮尺1/3



第9図 唐草文・波状文軒平瓦 縮尺1/4

- 1 大和法隆寺〔石田36—図版第107の131より〕
- 2 摂津四天王寺〔天沼36—第56図135より〕



第10図 蓮華文軒丸瓦 縮尺1/4

- 1 尊勝寺〔杉山・岡田61—64型式〕
- 2 法勝寺池汀址〔木村・畑・上原75—図20の7〕
- 3 円勝寺〔円勝寺発掘調査団72—E R 038〕

あり、11・12世紀の地方の瓦生産地系列で各々独自の動きが看取される〔上原78〕。

12は、蓮弁を並列した一種の「剣頭文」軒平瓦の左半部である。同じ単位文様は、12世紀前～中葉の中央官衙系瓦屋の蓮華文軒丸瓦にみられる(第10図)。12の同范例は、栢杜遺跡八角円堂址〔鳥羽離宮跡調査 研究所75—L型式〕、尊勝寺比定地内〔杉山・岡田61—287型式〕、六波羅密寺本堂〔河原72—P L. 6の15〕より出土している。同范例の拓本から復原すると、第11図のように弁11個を並列した文様になる。割り付けの失敗のため、左脇3個の蓮弁は密着している。焼成は比較的軟質で、明るい黄褐色を呈する。瓦当角は鈍角をなし、平瓦部凹面には糸切り痕と布目圧痕を残す。瓦当裏面は横位の撫でで調整し、瓦当下端は横位の篋削りで

整形する。12世紀中葉の中央官衙系瓦屋の製品である。

13は、剣頭文軒平瓦の中央よりやや左寄りの小片である。同范例の認定が困難で、全体を知ることができない。焼成は比較的硬質で、表面は黒灰色、内部は灰色を呈する。胎土に白色石粒を多く含む。瓦当角は直角に近く、平瓦部凹面には布目圧痕を残す。瓦当裏面には縦位の縄叩き目、頸部には曲げジワを認める。瓦当上下端は横位の篋削りで整形する。

14・15は、同范の剣頭文軒平瓦である。同范例が、尊勝寺〔杉山・岡田61—291 B型式〕、鳥羽南殿〔細谷68—I 1型式〕の比定地内から出土しており、単位文様8個を並列していることが判る。ともに完成した段階の折り曲げ造りによる製品であるが、細部の手法には若干の差異がある。14は、瓦当の左2分の1強を残す。焼成はやや軟質で、灰褐色を呈し、

胎土に白色石粒を多く含む。瓦当角はやや鈍角気味である。平瓦凹面には糸切り痕と乱れた布目圧痕とを残し、その布目は瓦当面にまで及び、頸部にも明瞭な布目圧痕を認める。瓦当上端の横位の篋削



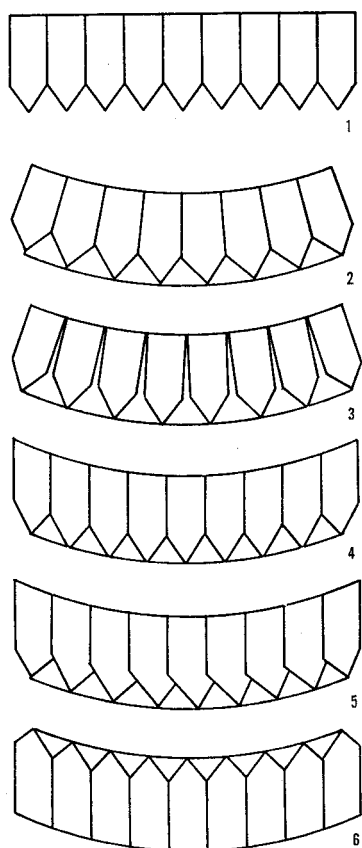
第11図 図版3の12の拓本合成による瓦当文様復原
縮尺1/3

りは粗雑である。平瓦部凸面および瓦当下端には縦位の叩きの痕跡を認めるが不明瞭である。頸部には、布の上から指で押さえつけた痕跡がある。これに対し、15は、瓦当の右2分の1強を残す。焼成は比較的硬質で、赤褐色を呈し、胎土に白色石粒を多く含む。瓦当角は直角に近い。平瓦部凹面には綾織の布目圧痕を残し、その布目は瓦当面にまで及んでいる。瓦当上端は、丁寧な横位の篋削りで整形している。平瓦部凸面には縦位の縄叩き目を残し、瓦当裏面の一部にも連続している。頸部には、曲げジワと指圧痕と布目圧痕とを認める。瓦当下端には叩きの痕跡がある。ともに、12世紀後半～13世紀初頭の実年代を考えている。

14・15は、ともに平瓦部凹面に篋記号を有する。いずれも「+」に対し、その交点を通る斜位の直線を加えたものだが、その斜位の直線は、14は瓦当に対してほぼ右45°であるのに対して、15は左45°になっている。16は、瓦当を完全に欠失しているが、15と同じ篋記号で、平瓦部凹面の布目圧痕が綾織である点、平瓦部凸面に縦位の縄叩き目を残す点、焼成と胎土および色調も15に共通する。また、17にも同種の篋記号を認めるが、瓦当の方向が不明確である。ただし、平瓦部側面の篋削りの方向が、瓦当の判明するものでは一定しているので、これに合わせて瓦当の方向を推定すると、14と同じ篋記号になる。平瓦部凹面に普通の布目圧痕を残す点、焼成と胎土および色調も14に共通する。これと同範の鳥羽南殿比定地内出土のL1型式軒平瓦においては、「+」と「=」との2種の篋記号があり、前者はすべて平瓦部凹面に、後者はすべて平瓦部凸面の同一箇所に入っている。これらの篋記号の意義については、第4章で考察する。

さて、13の剣頭文の単位文様の形状は、14・15とは若干異なる。以下、割り付け法に注目して、瓦当文様としての剣頭文の型式分類を行なっておく。

平安後期における剣頭文の起源は不明確であるが、瓦以外の遺品では、須弥壇の飾金具や浄土教画中の太鼓の意匠に用いられている。これらの意匠では、単位文様の形状は比較的厳格である(第12図1・2)。軒平瓦の瓦当面に剣頭文を割り付けた場合、その構成は、



第12図 剣頭文の割り付け法模式図

弧状を呈する瓦当面の形態によって規制される。平安後期の剣頭文では、特に幾何学的手法によって割り付けた形跡はないが、少なくとも割り付けが幾何学的思考に基づいていることは、単位文様の形状から容易に想像できる。平安後期の軒平瓦の瓦範と瓦当面との形状は必ずしも合致せず、瓦当面の円弧に比して瓦範の円弧が緩やかな場合もあるが、これを除外して、瓦当面の円弧が瓦当文様の割り付け法を規定したと考えた場合、以下のような型式分類が可能である。

a 類(第12図2・3) 単位文様の形状を尊重し、瓦当面の円弧の中心を通り、円弧を等分する直線を基線として、同形の剣頭を配置する。この場合、3のように第12図1の単位文様を踏襲する場合(a I 類)と2のように太鼓の割り付け法と共通する場合(a II 類)とがある。

b I 類(第12図4) 天地方向に走る直線群によって瓦当面を等分し、下を剣先状に仕上げることによって文様全体を構成する。この場合、瓦当の両脇に近づくに従い、剣先を形成する2辺の長さが不等

になり、単位文様の歪みが著しくなる。しかし、瓦当面の形状には非常に適合した割り付け法といえよう。

b II 類(第12図5) 伊豆韭山の願成就院から出土した特異な剣頭文軒平瓦で、あたかも単位文様を重ね合わせたような意匠である〔森・小野・荒木71〕。割り付け法を考えると、単位文様の本義を捨て、瓦当面を等分する天地方向の直線群と剣先を構成する鋸歯文とで瓦当面の一方の脇から機械的に割り付けていくと、このような意匠になる。この場合、反対側の脇に近づくにつれて、剣先と身部との接合のズレが顕著になり、あたかも単位文様を重ね合わせたような状態になる。b I 類の存在を前提として初めて説明可能な割り付け法であるが、京都付近での出土例を知らない。

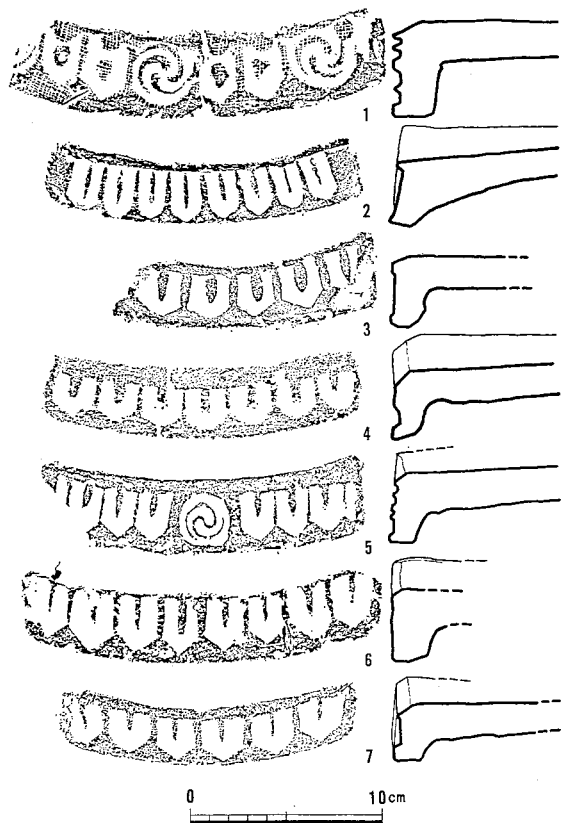
c 類(第12図6) b I 類の文様の天地が逆転したものである。b I 類の存在を前提と

して初めてその出現を説明し得るもので、京都付近での出土例を知らない。大和法起寺など南都諸寺院〔前園・関川77〕や関東の寺院〔赤星32・38，小林73〕に若干の類例がある。いずれも製作技術から推定して鎌倉時代以降の製品である。

上述の文様割り付け法の相違は、決して文章で示したような幾何学的手法で実施したわけではなく、そのような幾何学的思考に基づいて、実際には手描きで行なったと考えられる。しかし、その幾何学的思考の相違は、単位文様およびそれが有機的に結合した意匠自体に対する思考の違いから発しているわけであり、その初源から展開のありかたの一端を示していると考えられる。

現在のところ、私見に及んだ剣

頭文軒平瓦の製作技術は、瓦当文様のありかたとほぼ対応している。別稿〔上原78〕で述べたように、中央官衛系瓦屋第Ⅴ期(12世紀中葉)の製品には、第11図と図版3の12のような蓮弁を並列した一種の「剣頭文」は存在しても、典型的な剣頭文は出現しておらず、軒平瓦の瓦当文様の主流は、連巴文や雁巴文などが占めている。剣頭文軒平瓦は、完成した段階の折り曲げ造りが普及する中央官衛系瓦屋第Ⅴ期(12世紀後半～13世紀初頭)に流行するが、その早い段階では、巴文と剣頭文とを交互に配した剣巴文が主体を占め、折り曲げの技法と細部の調整法とは拙劣である。この場合の文様割り付け法には、aⅠ・aⅡ類が多い(第13図1)。典型的な剣頭文軒平瓦では、やや古式の製作技術による製品として第13図の2の例があり、同文例が上京区内膳町からも出土している〔高橋74〕。これは、身部と剣先との境が丸味を帯びた単位文様をaⅠ類方式で割り付けたもので、瓦当角は鈍角をなす。



第13図 剣頭文軒平瓦 縮尺1/4

1・6 尊勝寺 2 鳥羽離宮 3 円勝寺
4・5・7 京大病院遺跡A E15区

中央官衙系瓦屋第Ⅳ期の軒平瓦製作技術の影響を受けた製品である。⁽⁸⁾これを例外とするならば、典型的な剣頭文軒平瓦では、瓦当角が直角に近く、調整法の丁寧な製品が多く、京都ではaⅡ・bⅠ類方式で割り付けたものが主体を占める(第13図3～7)。これに対し、地方では、陸奥平泉大池周辺出土の一群の軒瓦は、剣巴文軒平瓦が主体を占め、中央官衙系瓦屋第Ⅴ期の技術的に拙劣な古い段階の製品に対応する〔矢崎64〕。aⅠ・aⅡ類方式で文様を割り付けているが、これは、共伴する巴文軒丸瓦が外区に剣頭文を置き、浄土教画中の太鼓の意匠に酷似する古式のものである点にも対応する。一方、伊豆韭山の願成就院出土の剣頭文軒平瓦には、蓮弁を並列したような文様もあるが、bⅠ・bⅡ類方式で割り付けた典型的な剣頭文が主体をしめている。さらに、鎌倉市内出土の剣頭文軒平瓦には、aⅡ類方式で割り付けた例も少なくないが、bⅠ・c類方式による例が顕著である。伊豆韭山の願成就院の製品は、技術的にも整っており、中央官衙系瓦屋第Ⅴ期の新しい段階の製品に対応する。以上の諸点から、中央官衙系瓦屋第Ⅴ期には新旧2相があり。旧相では陸奥平泉と安芸厳島神社へ、新相では関東へ、中央官衙系瓦屋の瓦工が出向いている事実が想定できる〔上原78〕。

京都大学構内遺跡から出土した剣頭文軒平瓦では、BG36区SK1出土の13がbⅠ類方式で割り付けているのに対し、14・15はaⅡ類とbⅠ類とを折衷したような方式で割り付けている。京大病院遺跡AE15区から出土した剣頭文軒平瓦(第13図4・5・7)は、前回の報告では、完成した段階の折り曲げ造りとしては古いものであろうと推定した〔上原77〕が、bⅠ類方式で割り付けた製品が主流を占めており、むしろ新しい段階の製品と考えるべきものである〔上原78〕。

平瓦・丸瓦・堤瓦(図版6, 図版5, 図版4の18, 図版8)

記述の都合上、平瓦を中心に叙述する。平瓦片80点のうち型式認定不可能の分を除いた66点は、以下のように分類できる。

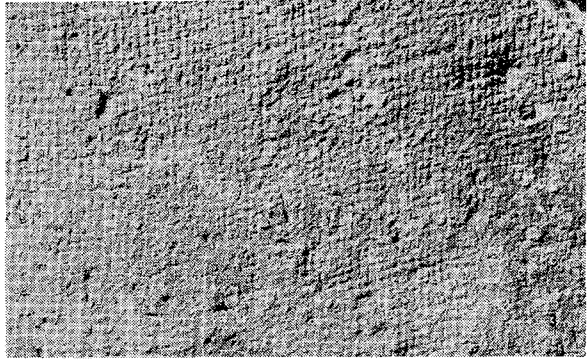
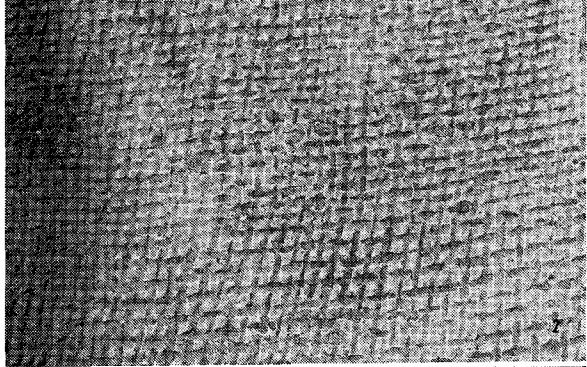
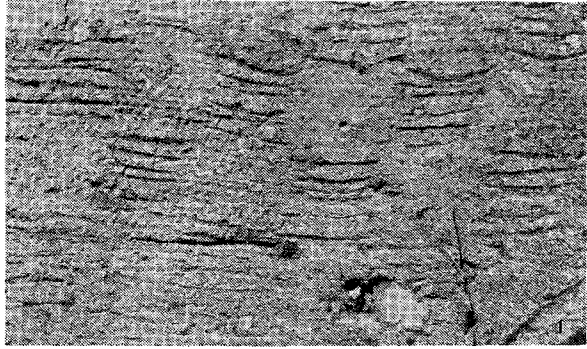
I a類(24) 厚さ2.5cm前後の比較的厚手の平瓦で、凹面の布目は粗く、糸が太いのが特徴的である。糸切り痕は認められない。凸面は幅の広い篋削りを縦位に施す。従来より、平安中期の中央官衙系瓦屋の製品として紹介されている軒平瓦の、平瓦部の製作技術に共通する。同種の破片は6点を数え、比較的硬質で灰色を呈するものと、比較的軟質で黄褐色を呈するものがある。

I b類(23) 厚さ2.5cm前後の比較的厚手の平瓦で、凹面には布目圧痕、凸面には整った縄叩き目を残す。糸切り痕は不明確である。焼成は比較的軟質で、茶褐色を呈する。

同種の破片は5点を数える。

I c類(25) 厚さ2.0cm 強の平瓦で、凹面の布目は粗く糸が太い。凸面の縄叩き目はI b類に比して不明確で、表面に多量の砂粒が付着し、糸切り痕を残す例もある。同種の破片は15点を数え、比較的硬質で灰色を呈するものから、軟質で黄褐色を呈するものまである。

II a類(27・28) 厚さ1.5cm 弱の薄手の平瓦で、同種の破片は34点を数える。比較的硬質で灰色を呈する例が多いが、軟質で灰白色を呈するものもある。凹凸面には多量の砂粒を付着させているため、凹面の布目圧痕や凸面の縦位の縄叩き目が不明瞭な破片が多い。凹面の布目圧痕は細かく、糸切り痕を明瞭に残す例も少数ある。製作技術上の著しい特徴として、凹面(時には凸面)に横位の篋削りを施している点があげられる。この篋削りによって、胎土中に多量に含まれた白色石粒が動いてお



第14図 布目圧痕の部分写真 縮尺1:1

- 1 綾織(剣頭文軒平瓦15)
- 2 粗い平織(I a類平瓦24)
- 3 細かい平織(II b類平瓦29)

り、布目圧痕や砂粒の付着はこの工程のあとでおこったことが判る。凹面の横位の篋削りは、14～17の剣頭文軒平瓦にも認められる。特に17では、胎土中の白色石粒の動きが著しい。14～17の平瓦部はII a類平瓦に比して厚手で、表面に砂粒を付着させる技法も認められないが、胎土や焼成などからも、このII a類およびII b類平瓦とセットをなす可能性が

高い。凹面の横位の篋削りは、平瓦 1 枚造りの凸型台上に粘土板を載せる前に施したものである。しかし、同種の工程は通常の平瓦では認められず、解釈に苦しむ。あるいは、Ⅱ a 類およびⅡ b 類平瓦は、比較的均一に薄手に仕上げている事実と関係するかもしれない。なお端面に篋記号を有する例(27・28)は、34点中 6 点である。

Ⅱ b 類(26・29) 胎土と焼成および製作技術などはⅡ a 類と同じであるが、かすかに格子叩きの痕跡を残す。その格子目にも、正格子(26)と斜格子(29)とがあるが、叩きが痕跡程度なので細分は不可能である。同種の破片は 6 点を数え、うち 1 点の端面に篋記号を残す(26)。

丸瓦片に関しては、明解な分類基準がないが、17点のうち、Ⅰ類平瓦との対応が想定されるのは 4 点で、うち 1 点は軒平瓦の瓦当を欠失した破片である。筒部の厚さ 2 cm 強で、凹面は布目圧痕、凸面は縦位の篋削りを施す。

Ⅱ類平瓦との対応が想定される丸瓦片は 13 点ある(19~22)。うち、玉縁部を含む破片(19~21)は 5 点を数える。焼成や胎土などはⅡ類平瓦に近似するが、表面に砂粒の付着は認められない。筒部凸面に縦位の縄叩き目を残すもの(19・21)と格子目叩きを残すもの(20・22)とがある。篋記号は、筒部凸面の玉縁近くに記入したもの(19)と玉縁部端面に記入したもの(20)とがある。

18は堤瓦片である。厚さ 2.5cm で、凹凸面ともに糸切り痕を残し、凹面には布目圧痕、凸面には縦位の篋削りを認める。胎土と焼成および色調などはⅠ b 類平瓦に近似する。

2 土器と陶磁器(第15図)

瓦溜と各土層から、土師器、瓦器、須恵器、陶磁器が出土している。量はコンテナに約半分であり細片が多いが、瓦溜の年代をある程度推定できる。

1~5は土師器皿。1・3・4が瓦溜、2が青黒色砂質土(第4図第5層)、5が赤褐色土Ⅰ(第5図第4層)から出土した。色調は1~4が淡褐色で5が灰白色、すべて胎土に少量の砂粒を含む。1が口縁部を外反させ端部を内側に折り返すのに対して、2~4は口縁部に1段の横撫でを施し、端部に面取りを行なう。5は口縁部に1段の横撫でを施し、底部が上方に突出する。

6~8は瓦器。6・7は赤褐色土Ⅰ、8は青黒色砂質土から出土した。6は羽釜口縁部で断面三角形の鏝をもつ。口縁端部に外面と鈍角をなす面取り、内面には刷毛目を施す。7は土鍋の口縁部。胴部から2段に屈曲して口縁部に至るが2段目の屈曲が弱く、外面に稜を生じない。8は胴部外面に平行叩きを施し、時計廻りの撫でを施す。内面には粗い撫

第15図 土器と陶磁

器 縮尺1/4

1～5 土師器

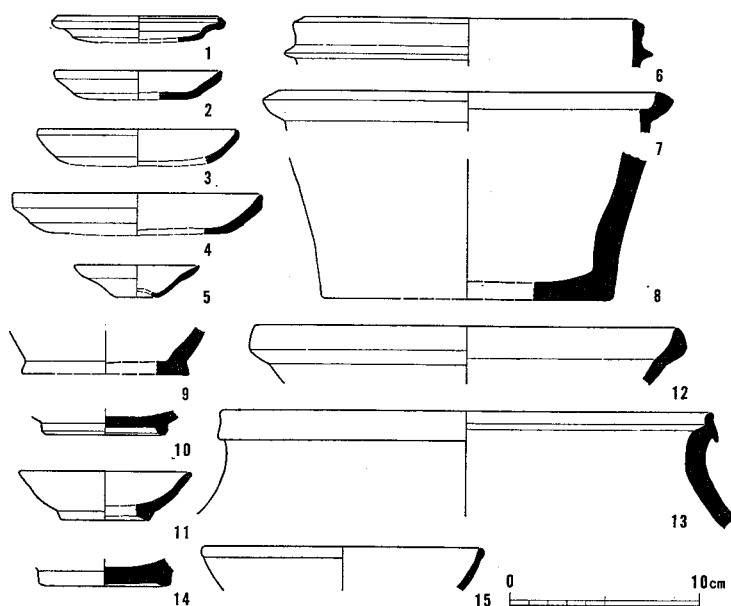
6～8 瓦器

9 須恵器

10 緑釉陶器

11～13 中世陶器

14・15 白磁



でを施し、胴部と底部との境に指圧痕がある。底部外面には靱葉の圧痕を残す。

9は須恵器で瓦溜出土。底部外面に糸切り痕をもち、焼成はやや軟質である。鉢の底部であろう。

10は緑釉陶器で暗褐色砂質土(第5図第7層)出土。素地は須恵質で暗青色、みかけの釉調は暗緑色を呈する。

11は山皿で青黒色砂質土出土。断面三角形の高台をもち、口縁部と体部とに灰釉小碗の特徴を残す。胎土はこの種のものとしては精良である。

12は須恵質大平鉢で赤褐色土Ⅰ出土。口縁部が丸く肥厚し、黒い光沢をもつ。

13は常滑⁽⁴⁾の甕で赤褐色土Ⅰ出土。表面は茶褐色を呈し、淡緑色の釉がかかる。上下に拡張した口縁帯をもち、頸部と肩部に明瞭な区別がない。

14・15は白磁碗の底部と口縁部。14は瓦溜、15は青黒色砂質土から出土した。

以上の出土遺物のうち、瓦溜出土品(1・3・4・9・14)をみると、1・9・14は12世紀前葉以前に遡る可能性があり、3・4は12世紀後葉から13世紀にかけてのものであろう〔宇野78〕。13世紀後半以後に降るものはない。青黒色砂質土は、瓦溜が切る暗褐色砂質土の直上に堆積し、瓦溜の形成とはほぼ同時期の堆積と考えることができるが、同層出土の山皿(11)も灰釉小碗の特徴を残し年代は12世紀を大きく降らない。

赤褐色土Ⅰ出土品(5・7・12・13)では、13が口縁部の拡張と頸部の形態から、檜崎彰一のいう第4～5段階(鎌倉後期～室町前期)の甕に相当する〔檜崎75〕。また5・6・12にもこれに近い年代を与えることができる〔宇野78〕。これらの点から赤褐色土Ⅰは14世紀を中心とする時期に堆積したと言えよう。そして瓦溜・青黒色砂質土と赤褐色土Ⅰとの間には、黒褐色土(第5図第6層)と赤褐色土Ⅱ(第5図第5層)とがある。

以上から瓦溜に瓦礫と土器とを投棄した年代は14世紀に下ることはなく、遅くとも13世紀の1点に求めることができる。

〔注〕

- (1) 篋削りや篋記号記入の原体は必ずしも木製の篋であるとは言えず、明らかに金属製刀子によって施した例がある。しかし刀子削りなどの用語が定着していず、またへら削りやへら記号のように片仮名で表記することも意味があるとは思えないため、本書では慣用に従い漢字で表記する。
- (2) これは、鳥羽南殿比定地内出土のG1型式軒平瓦〔細谷68〕の製作技術に酷似する。京大病院遺跡AE15区出土の同範例は、前回の報告でA亜類として分類した〔上原77〕。
- (3) たとえば、粘土塊から粘土板を得る際に、糸切りに代るものとして「篋切り」とでも呼ぶべき技法の存在も考えてみたが、糸切り痕が明瞭で、その走行方向が石粒の動いた方向と無関係な破片もあるので、この解釈は妥当でない。
- (4) 常滑の製品と類似するものが越前や丹波など常滑以外の地で製作されているが、本例の胎土と色調は常滑産のものに最も近い。